

## 日本看護技術学会研究助成規程

### 第1条 目的

日本看護技術学会（以下「本会」とする）の事業の一環として、看護技術の検証と開発を追求し、看護実践の向上に寄与することを目的とした研究活動を支援するために研究助成を行う。

### 第2条 研究助成の対象

申請者（研究代表者）は本会会員であり、会員歴3年以上を有すること。

2. 共同研究者も全員会員であること。

### 第3条 研究期間

研究期間は1年間とする。

### 第4条 研究助成額

助成額は理事会が決定する。

### 第5条 選考

選考は、研究活動推進委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。

### 第6条 研究成果の報告

研究成果は、報告書としてまとめ理事長宛てに提出し、翌年の本会学術集会で発表し、1年以内に「日本看護技術学会誌」に投稿しなければならない。

2. 発表に際しては、本会の研究助成である旨を明記する。

### 第7条 収支報告

収支報告書を理事長宛てに提出しなければならない。

### 附 則

この規程は、平成25年9月14日より実施する。